

## 千早赤阪村コミュニティソーシャルワーカー配置事業運営委託契約書

千早赤阪村コミュニティソーシャルワーカー配置事業の委託について、千早赤阪村（以下「委託者」という。）と社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会（以下「受託者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

## （委託業務内容）

第1条 委託者は、千早赤阪村コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱に基づき別紙仕様書に規定する業務を受託者に委託し、受託者は委託者の委託を受けてその業務を履行するものとする。

## （事業目的）

第2条 地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など支援を要するあらゆる者（支援を要するおそれのある者を含む。以下「要支援者等」という。）又はその家族・親族等（以下「家族等」という。）の支援を通じて、地域の要支援者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネットの構築を図ることを目的とする。

## （実施場所）

第3条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

所在地 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1  
名称 社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会

## （委託期間）

第4条 この契約期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

## （実施方法）

第5条 受託者は、委託者の指示に従い、かつ当初の目的に資するために最も適切な方法により、業務を実施しなければならない。

## （委託料）

第6条 事業の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

コミュニティソーシャルワーカー配置事業費 5,202,000円

## （委託料の支払）

第7条 受託者は、委託者の指示する手続きに従って委託料を請求するものとし、委託者は委託料の支払請求書を受理したときは、30日以内に第6条の規定による金額を支払うものとする。

## （精算）

第8条 受託者は、事業終了後30日以内に収支精算書を委託者に提出するものとし、精算の結果、剰余金が生じたときは速やかに委託者に返還するものとする。

(調査及び報告書)

第9条 委託者は、受託者の行う事業の適正を期するため、必要と認めるときはその状況を調査し、指導監督するとともに必要な報告書の提出を求めることができる。

2 受託者は、事業の実績について月ごとにとりまとめ委託者に報告するとともに、第4条に定める委託期間満了後、速やかに業務の実績報告書を委託者に提出するものとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(秘密の保持)

第11条 受託者又は受託者の使用人は、この契約による業務に関して知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。契約終了後、又は契約が解除された後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第12条 受託者又は受託者の使用人は、業務に関して収集し、又は委託者から提供された個人情報を委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部分の場合において、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により委託者の承認を受けようとするときは、個人情報の保護に関して委託者の指示する第三者に係る書類を提出するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 受託者は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第15条 受託者又は受託者の使用人は、委託者の承認がある場合を除き、業務に関して収集し、又は委託者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故報告及び調査等)

第16条 受託者は、受託者又は受託者の使用人が業務に関して取り扱った個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは、受託者の業務に関して取り扱う個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(契約の解除)

第17条 委託者は、次の各号に挙げる事由が生じたときには、この契約を解除することができる。

(1) 受託者又は受託者の使用人がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全であると認められたとき。

(2) 受託者又は受託者の使用人が委託者の指示、監督に従わないとき。

- (3) 委託者が、この事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 委託者は、第1項第3号の規定により契約を解除するときは、その90日前までに受託者に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除するときは、委託者受託者協議の上、委託料の額を確定するものとする。この場合、第7条の規定に基づき委託者が既に支払っている金額に剰余金が生じた場合には、受託者は委託者に対し、当該剰余金を返還しなければならない。また契約を解除することにより、受託者が損失を生じることがあっても、委託者はその損失を補償しないものとする。

(損害の賠償)

第18条 受託者は、次の各号に挙げる事由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受託者又は受託者の使用人が事業の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めにより、この契約が解除された場合において受託者が委託者に損害を与えたとき。

(疑義等の解決)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義等が生じたときは、委託者受託者協議して解決を図るものとする。

以上の契約締結を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

委託者 住 所 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
氏 名 千早赤阪村  
代表者 村長 松本 昌親

受託者 住 所 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1  
氏 名 社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会  
代表者 会長 西野 敏彦

# 業 務 仕 様 書

I 社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会は、事務所に「いきいきネット相談支援センター」を置き、コミュニティソーシャルワーカーを1名配置する。

II コミュニティソーシャルワーカーは、関係諸機関との連携のもと、いきいきネット相談支援センターを拠点として次に掲げる事業を行うものとする。

## 1 [地域福祉の計画的推進への支援]

### (ア) 地域福祉計画の支援

a 日常の地域福祉活動を踏まえた上で地域福祉計画の見直し、推進等に協力する。

### (イ) 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化等

a 要援護者等の見守り・発見、相談等に資するため、担当区域における住民活動の育成、支援に努めるとともに、必要に応じて要援護者等又はその家族等の組織化への支援を行う。

b 担当区域において、要援護者等の支援にとって有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携して、研究・開発するよう努める。

## 2 [セーフティネット体制づくり]

(ア) 小地域ネットワーク活動、保健・医療・福祉・雇用・就労・住宅・教育等の各分野の関係機関、当事者団体、地域福祉活動団体及び地域住民等で構成されるネットワークを活用し、要援護者等に対する見守り・発見・相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能する体制づくりを行う。

(イ) 特に困難な支援ニーズや複数の機関等による連携が求められる事例に関して、見守りやサービス等の調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成する「コミュニティソーシャルワークケース検討会」を必要に応じ随時あるいは定期的に開催する。

## 3 [要援護者等に対する見守り・相談]

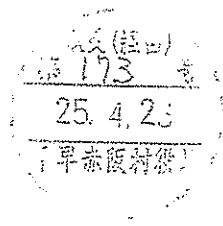
(ア) 要援護者等の生活・心身の状況及びその家族等の実態を把握し、既存の施設・機関とともに必要となる見守り・声かけ、相談等を行う。

(イ) 要援護者等への見守り、相談支援等の円滑な実施に資するため、要援護者等又はその家族等に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等記載した台帳を整備し、適切に管理する。

(ウ) 要援護者等又はその家族等の生活向上の各種の相談に対する課題の整理を行い、その解決に努める。

(エ) 要援護者等又はその家族等の各種サービスの利用申請に関する支援を行う。

要援護者等に対する公的サービスについて適用を依頼した場合、村は適切に対応する。



千赤社第95号  
平成26年4月26日

千早赤阪村長 松本 昌親 様

社会福祉法人  
千早赤阪村社会福祉協議会  
会長 西野

平成24年度 コミュニティソーシャルワーカー配置事業報告について

標記委託金について下記のとおり報告します。

記

交付済額		4,886,000円	
科目	内容	金額	
職員俸給	常勤職員1名	2,057,400円	
職員諸手当	期末勤勉手当・退職積立金等	1,376,206円	
法定福利費	社会保険料事業主負担等	485,644円	
福利厚生費	市町村社会福祉協議会共済会負担金	9,144円	
旅費交通費	職員旅費交通費	37,070円	
燃料費	公用車燃料代	54,572円	
修繕費	検査受整備代	124,068円	
手数料	検査受手数料	17,150円	
損害保険料	任意保険料・自賠責保険料	105,770円	
賃借料	コピー機リース料・プリンター料金	367,440円	
租税公課	車輛重量税	6,600円	
消耗品費	コピー用紙、ファイル、封筒等	243,436円	
研修費	研修参加費	1,500円	
合計		4,886,000円	

# CSWの活動実績(各配置場所ごと)

市町村名	千早赤阪村	配置場所名	社会福祉協議会	No.	1
------	-------	-------	---------	-----	---

## 1. 地域福祉の計画的な推進

### (1) 市町村地域福祉計画の支援

件数	情報提供等の内容
1	地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定したため千早赤阪村社会福祉協議会に設置しているCSWと連携を行い策定業務を行った。 情報提供

### (2) 地域住民活動のコーディネート等

件数	延べ参加人数	住民からの意見等
3	90	第2回地域福祉活動計画に関する住民ワークショップ(全3回)

件数	住民活動団体名	住民活動の内容	コーディネートの内容
7	民生委員児童委員協議会	小学校児童の登下校の見守り	民生委員、児童委員、主任児童委員としての活動・協議会運営支援
	老人クラブ連合会	老人クラブ会員相互扶助による家庭訪問	老人クラブ活動・連合会運営支援
	赤阪地区福祉委員会	小学校単位等で行う地域福祉	地区福祉委員会活動・委員会運営支援
	千早地区福祉委員会	小学校単位等で行う地域福祉	地区福祉委員会活動・委員会運営支援
	小吹合地区福祉委員会	小学校単位等で行う地域福祉	地区福祉委員会活動・委員会運営支援
	ポランテア連絡協議会	ポランテア会員による住民支援	ポランテア活動に対する支援・協議会運営支援
	母子福祉協議会	会員の相互扶助	協議会運営支援

件数	どのような課題を持った方々か	組織化を支援したグループの概要	CSWの関与の内容
0			

## ウ. 要援護者等の組織化支援

	件数	つないだサービスの内容
エ. 既存の公的サービス等との協働(つなぎ)	135	介護保険(介護手帳)の申請手続き支援, 包括支援センターへの情報提供, デイサービス及びヘルパー利用のつなぎ) 福祉制度(生活福祉資金)の申請対応, 成年後見制度の申請手続き 福祉サービス(新規申請)手続き, その他相談

オ. 研究・開発した新たなサービス	件数	研究・開発した内容
	0	

2. 要援護者に対する見守り・相談・つながりのサービスネットワーク体制づくり

件数	会議等の名称	対象者	内容
	個別ケース会議		
	個別ケース会議		
2			

件数	研修名	対象者	研修内容	参加人数(名)

件数	サービスの内容	支援対象者	支援内容
	介護保険	高齢者	申請手続き支援
	成年後見制度	高齢者	申請手続き支援
	生活福祉資金	子育て世帯	修学支援資金等の貸付申請の支援
9	配食サービス	高齢者	配食サービス申請に関する訪問調査

イ. 地域住民等を対象とする研修会の開催

ウ. 各種サービスの利用申請支援



### 3. 個別相談件数

#### (1) 対象者別

相談対象者	延べ件数	件数	相談者数
高齢者	163	63	
(うち)1人暮らし高齢者	127	48	
(うち)高齢者のみの世帯	36	15	
障がい者	7	2	
(うち)身体障がい者	0	0	
(うち)知的障がい者	4	1	
(うち)精神障がい者	3	1	
子育て中の親子	0	0	
一人親家庭の親子	0	0	
青少年	0	0	
DV被害者	0	0	
ホームレス	0	0	
外国人(中国帰国者を含む)	0	0	
その他( )	1	1	
その他( )	2	1	
その他( )	3	2	
その他( )	5	7	
その他( )	0	0	
合計	181	76	76

←「相談者数」も必ず入力して下さい。

#### (2) 内容別

相談内容	延べ件数	件数
福祉制度・サービスに関する相談	160	
生活に関する身近な相談	3	
健康・医療に関する相談	0	
生活費に関する相談	9	
就業に関する相談	0	
財産管理・権利擁護に関する相談	10	
消費者被害に関する相談	0	
多重債務に関する相談	0	
DV・虐待に関する相談	7	
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	3	
住宅に関する相談	0	
子育て・子どもの教育に関する相談	0	
その他(認知症高齢者)	3	
その他(昼間独居)	9	
その他( )	0	
その他( )	0	
その他( )	0	
その他( )	0	
合計	204	0